

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 28 日 (火) 第3446号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (2件) (北薩地域振興局取扱い) 2
(熊毛支庁取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (熊毛支庁取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 平成31年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 6

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第853号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成30年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年 8 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
マルイ飼料(株)飼料工場 7340001011831	同左	成鶏飼育用配合飼料マルイ印元気米たまご赤NO. 0	平成 30.6	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		成鶏飼育用配合飼料	30.6	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗	無

(出水市)		料マルイ印成鶏用 フェーズNO. 2		繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
		ブロイラー肥育後 期用配合飼料マル イ印元気ブロイラ ーSマッシュ	30.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
マルイ食品 (株) 野田工場 9340001011838 (出水市)	同 左	チキンミール	30.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
マルイファーム (株) 木牟礼バイオマ ス工場 1340001011837 (出水市)	同 左	麦ぬか・焼酎粕醗 酵飼料	30.4	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(有) コウエイ 環境 飼料工場 1340002015779 (始良市)	同 左	エコ飼料	30.5	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
南日本コメ油 (株) 工場 4340001004243 (鹿児島市)	同 左	コーンジャームミ ール	30.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		脱脂米糠	30.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

北薩地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年 8 月 28 日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
社会福祉法人長 島町社会福祉協 議会居宅介護事 業所	出水郡長島町鷹 巣1659番地1	社会福祉法人長 島町社会福祉協 議会	出水郡長島町鷹 巣1659番地1	中納 武徳	平成30年 6月15日	居宅介護 ・重度訪 問介護

熊毛支庁告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年 8 月 28 日

熊毛支庁長 大田浩一

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
平安閣介護支援 センターつばさ	西之表市西之表 14889番地5	株式会社たねが しま平安閣	西之表市西之表 16035番地14	吉元 勇	平成30年 8月31日	居宅介護

熊毛支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年 8 月 28 日

熊毛支庁長 大田浩一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労継続支援B 型ほのぼの	西之表市住吉 4784番地	医療法人純青会	西之表市住吉 3363番地2	田上 容正	平成30年 8月1日	就労継続 支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年8月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年8月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年 8 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピュアタウン武岡S C

鹿児島市武岡一丁目659番3 外15筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア (ア) 変更前 株式会社マツモトキョシ 代表取締役 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(イ) 変更後 株式会社マツモトキョシ 代表取締役 隼田登志夫

千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

イ (ア) 変更前 株式会社マツモトキョシ 代表取締役 隼田登志夫

千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(イ) 変更後 株式会社マツモトキョシ 代表取締役 吉田雅司

千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

- ウ (ア) 変更前 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 吉田雅司
千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
(イ) 変更後 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄
千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
- エ (ア) 変更前 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄
千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
(イ) 変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
鹿児島市東開町 8 番地 8
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
- オ (ア) 変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
鹿児島市東開町 8 番地 8
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
(イ) 変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
- カ (ア) 変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
(イ) 変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 山崎邦夫
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
- キ (ア) 変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 山崎邦夫
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
(イ) 変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
- ク (ア) 変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈
(イ) 変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史
福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
- イ 変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 翌日の午前零時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで (うち 1 台分は午前 9 時 30 分から午後 10 時まで)
- イ 変更後 午前 8 時 30 分から翌日の午前零時 30 分まで

3 変更年月日

- (1) 2 の(1)のア 平成21年 4 月 1 日
- (2) 2 の(1)のイ 平成22年12月 1 日
- (3) 2 の(1)のウ 平成23年 4 月 1 日
- (4) 2 の(1)のエ 平成24年 4 月 1 日
- (5) 2 の(1)のオ 平成24年10月 1 日
- (6) 2 の(1)のカ 平成26年10月 1 日
- (7) 2 の(1)のキ 平成28年 4 月 1 日
- (8) 2 の(1)のク 平成30年 3 月 1 日
- (9) 2 の(2)及び(3) 平成30年 8 月 10 日

4 届出年月日

平成30年 7 月 26 日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年 8 月 28 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成30年 8 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿児島ショッピングプラザ
鹿児島市鴨池二丁目26番地 1 号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年 3 月 29 日

3 意見の概要

- (1) 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
- (2) 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- (3) 駐車場出入り口付近を通行する歩行者等の安全確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- (4) 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。
- ア 大気汚染防止法、騒音規制法及び水質汚濁防止法の特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。また、該当する施設の変更等がある場合は、必要な届出を行うこと。
- イ 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
- ウ 店舗周辺住民等から騒音、振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意を

もって対処すること。

(5) 建築物は、建築基準法及び関係規定を厳守すること。

(6) 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

.....

平成31年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告
鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成30年 8 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日	時
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成30年 9 月 10 日	9：00～17：00
		平成30年 9 月 11 日	9：00～17：00
		平成30年 9 月 12 日	9：00～17：00
		平成30年 9 月 26 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 1 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 2 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 3 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 16 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 17 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 22 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 23 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 24 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 30 日	9：00～17：00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室（薩摩川内市神田町1番22号）	平成30年 9 月 18 日	9：30～17：00
		平成30年 9 月 21 日	9：30～17：00
		平成30年 9 月 27 日	9：30～17：00
		平成30年 10 月 26 日	9：30～17：00
		平成30年 11 月 1 日	9：30～17：00
加治木会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成30年 9 月 19 日	9：00～17：00
		平成30年 9 月 25 日	9：00～17：00
		平成30年 9 月 28 日	9：00～17：00
		平成30年 10 月 31 日	9：00～17：00
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室（鹿屋市打馬二丁目16番6号）	平成30年 9 月 20 日	9：30～16：30
		平成30年 10 月 11 日	9：30～16：30
		平成30年 10 月 12 日	9：30～16：30
		平成30年 10 月 15 日	9：30～16：30
		平成30年 10 月 25 日	9：30～16：30
		平成30年 10 月 29 日	9：30～16：30
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室（西之表市西之表7590番地）	平成30年 10 月 18 日	9：30～15：00
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所会議室（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成30年 10 月 19 日	9：00～12：00
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室（奄美市	平成30年 9 月 13 日	10：30～17：00

	名瀬永田町17番3号)	平成30年 9 月 14 日 平成30年10月 4 日 平成30年10月 5 日	9 : 00～12 : 00 10 : 30～17 : 00 9 : 00～12 : 00
徳之島会場	鹿児島県大島支庁徳之島事務所会議室 (大島郡徳之島町亀津7216番地)	平成30年10月 9 日 平成30年10月10日	10 : 30～17 : 00 9 : 00～15 : 00

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁 (行政庁舎) 会議室 (鹿児島市鴨池新町10番1号)	平成30年11月19日 から同年12月 5 日 までのそれぞれの 日 (県の休日を除く。)	9 : 00～17 : 00

教育委員会規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 28 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第9号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大川中学校」を「大川中学校
奄美市立学校給食センター」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号 (不在者投票を行うことができる病院等の指定) の一部を次のように改正する。

平成30年 8 月 28 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2の表52の項を削る。